

# 第 1 4 7 7 回 島根県教育委員会会議録

日時 平成 2 4 年 5 月 2 2 日

自 1 3 時 2 8 分

至 1 4 時 1 3 分

場所 教育委員室

## I 議題の件名及び審議の結果

—開 会—

—公 開—

(議決事項)

第1号 平成25年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部用教科用  
図書の採択の基本方針について (高校教育課・特別支援教育課)

————— 以上原案のとおり議決

(報告事項)

第7号 平成25年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針について  
(高校教育課)

第8号 平成25年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施  
について (義務教育課・高校教育課)

第9号 平成25年度県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験の  
実施について (高校教育課)

————— 以上原案のとおり了承

## II 出席及び欠席委員

- 1 出席委員【全員全議題出席】  
北島委員長 安藤委員 山本委員 土田委員 仲佐委員 今井教育長
- 2 欠席委員  
なし
- 3 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項の規定に基づく出席者  
今井教育長
- 4 島根県教育委員会会議規則第14条の規定に基づく出席者

花田教育監	全議題
井塚教育次長	全議題
米山教育次長	全議題
三島教育センター所長	全議題
黒崎総務課長	全議題
荒木総務課上席調整監	全議題
高宮教育施設課長	全議題
小林高校教育課長	全議題
長野県立学校改革推進室長	全議題
助川特別支援教育課長	全議題
矢野義務教育課長	全議題
山岡生徒指導推進室長	全議題
祖田文化財課長	全議題
高橋福利課長	全議題
- 5 島根県教育委員会会議規則の規定に基づく書記

森本総務課課長代理	全議題
平野総務課人事法令グループリーダー	全議題
佐々木総務課主任	全議題

### Ⅲ 審議、討論の内容

北島委員長：開会宣言 13時28分

公 開	議決事項	1 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	3 件
	その他事項	0 件
非公開	議決事項	0 件
	承認事項	0 件
	協議事項	0 件
	報告事項	0 件
	その他事項	0 件
署名委員	山本委員	

## (議決事項)

### 第1号 平成25年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針について(高校教育課・特別支援教育課)

○小林高校教育課長 議決第1号平成25年度使用県立高等学校及び特別支援学校高等部用教科用図書の採択の基本方針についてお諮りする。

始めに資料1の6をご覧いただきたい。教科書の採択権者について、今回ご審議いただく高等学校については、各学校の希望を聞いた上で県教育委員会が採択することとなっており、特別支援学校についても同じように県教育委員会が採択することとなっている。県立学校においては、採択地区というものはない。

採択事務を行う年度について、高等学校の平成23年度は「新課程低学年(理数のみ)」と記載しているが、既に高等学校の理科と数学については、現在の1年生から高等学校の新しい学習指導要領の適用が始まっているため、昨年度はこれを採択した。併せて2年生用については、引き続き旧学習指導要領に基づくものの採択を行ったところである。

来年度は理科と数学だけではなく、全ての教科について新しい学習指導要領の適用が始まり、学年毎に変わっていくことになる。来年度は1年生のみ、その次は2年生まで、その次は3年生までということで、1年生から3年生までが一遍に変わるわけではない。今年度は平成25年度に1年生が新しい教育課程で使うものと、3年生が従来の教育課程で使うものを採択するということである。

1の7には採択のスケジュールを記載している。高等学校と特別支援学校高等部については、本日、基本方針と留意事項を決定いただければ、各学校で教科書を選定して県教育委員会に報告し、最終的には8月に採択を行い、9月の教育委員会会議で採択結果を報告させていただきたいと思っている。

1の2と1の3をご覧いただきたい。高等学校の教科用図書の採択の基本方針は、採択の対象となる教科書は異なるが、昨年度と全く同じ内容を提案させていただいている。

基本方針の1つ目は「高等学校用教科書目録」に記載されているもののうちから行うということである。こういった目録が文部科学省から送られてくるが、それに対象の教科書が全て載っている。ただし、高校にはいろいろな専門課程もあり、その中には教科書がないものもあるので、この場合は、教育目標の達成上、適切な図書を採択することとしており、市販の書籍等も含めて行う。

2つ目は校長の意見を聞いた上で、県教育委員会の責任で採択を行うということであり、これは小・中学校とは違うところである。高等学校については、各学校で選定を行い、その結果を県教育委員会に報告する。県教育委員会では、担当の指導主事等が中心となって、各学校が選んだ教科書が適切かどうか調査研究し、指導助言を行ったり、場合によっては改めて報告を求めることもある。そのようにして採択を行い、9月に決定通知を行うという予定である。

3つ目は教科書は各学校の特色や生徒の実態や教育課程に適合したものである必要があるため、そういった点も考慮して厳正に行うということである。

採択に係る留意事項については、1の2に記載しているとおりであり、ただ選ぶということではなく、学校で教科書をしっかり研究し、それぞれの教科担当、教務主任あるいは管理職が検討した上で選定を行うということである。また、文部科学省からも指示があるが、過大な宣伝行為等の影響がないようにということも留意事項として記載している。

○助川特別支援教育課長 資料1の4と1の5が特別支援学校高等部用の教科書採択の基本方針である。内容は概ね高等学校と同じであるので、異なっている点についてご説明させていただく。

採択の基本方針の1つ目として、採択は「教科書目録」等に掲載されている図書のうちから行うこととしている。特別支援学校の場合、検定教科書や文部科学省が自ら作成している文部科学省著作教科書ではない本が適当な子どもがいるため、教科書目録だけでなく、文部科学省が「一般図書一覧」というものを作成している。採択にあたっては、この一般図書一覧やこの一覧にも

載っていない本の中から採択を行うということになる。要するにどの本を選んでもよいということであり、そこが高等学校との違いである。

もう1つの違いは、採択は、生徒の発達の段階、障がいの状態及び特性に適合したものであるかどうかを考慮するということをあえて述べているところである。障がいの状況は子ども一人一人違うので、子どもの発達の段階や障がいの状態、特性を考慮して厳正に行うということである。

採択に係る留意事項は高等学校と同じである。採択の手続きについても、1の5の図のところまでは高等学校と同じである。最後になお書きとして、「新入生用については合格が決定した2月末に選定を行い、3月に採択する」と記載している。特別支援学校の場合は、一人一人使う教科書が違うため、来年度使う教科書については、高等部の1年生に上がってくる子どもがどういふ子どもなのかを見た上で、2月末に選定を行い、3月に採択するという手続きになっており、この点が高等学校と異なる点である。

○土田委員 大規模校は一つの教科に複数の先生が配置されているが、小規模校は教科担当の先生が少ないと思う。教科書は前年度に採択して、翌年度に使用することになっているが、自分たちが選定したにもかかわらず、異動で他校へ行くようなケースがあると思う。後任の先生が選定されたものとは違ったものがよかったというような問題が起こることはないのか。

○小林高校教育課長 後任の者がこの教科書では授業ができないというような状況はないと思うが、高等学校については、毎年度変えることができるので、次年度にこちらの教科書が適切だということで報告してもらえれば、変更することは可能である。

○山本委員 小・中学校の場合は、特別支援学級があるが、毎年度教科書の選定を行っているのか。

○助川特別支援教育課長 市町村で毎年度採択されている。

――原案のとおり議決

## (報告事項)

### 第7号 平成25年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針について（高校教育課）

○小林高校教育課長 報告第7号平成25年度島根県立高等学校入学者選抜の基本方針についてご報告する。

例年7月の教育委員会会議で報告していたが、来年度の入学者選抜で1点大きく変わることがあるため、高校や中学校に早めに情報提供したいと考えており、本日も報告させていただくところである。

まず、選抜全般について、中高一貫、スポーツ特別推薦、一般選抜は原則として従来どおり実施したいと考えている。推薦選抜の募集人員の割合をこれまでと変更している。昨年教育委員会会議で教育課程審議会の答申についてご説明したところであるが、答申では推薦入学者選抜については、現在の募集人員の枠が大きすぎるため、このことが中学生の学習意欲の維持を難しくしているのではないかという指摘や、推薦枠が多いと一般入学者選抜の募集枠が縮まってしまい、受験者に必要以上の不安感を与えているのではないかという指摘があった。現在は入学定員の50パーセントまで、一部については、協議の上で60パーセントまで推薦選抜を認めているが、この縮小を図る必要があるという答申を受けたところである。

体育科については、学科の特殊性があるため、答申でも弾力的に取り扱うという形であったので、今後体育科のある大社高校で考えることとしているが、それ以外の学科については、答申を受けて入学定員の40パーセントまでということに変更したいと考えている。

その他の変更点としては、資料の2(2)出題方針のイである。先ほど教科書採択についてご説明した際にお話ししたが、理科と数学については、現在の中学校3年生は既に新しい学習指導要領に則って学習しているので、それに基づいて出題するということである。国語、社会、英語

は移行措置によって、新しい学習指導要領に則っているところと旧学習指導要領に則っているところがあるので、どちらで学習していても影響がないように出題することとしている。

学力検査の実施期日は平成25年3月6日としている。

○北島委員長 推薦選抜について、中学生の学習意欲が保てなくなるから引き下げるということだったが、そういうことであれば、もっと引き下げてもよい気がする。その辺りはどのように考えているのか。

○小林高校教育課長 現在は基本的に入学定員の50パーセントまでとしているが、昭和63年度からは30パーセントを上限としていた。これを平成15年度から一気に20パーセント引き上げて、現在の50パーセントとしている。特に専門高校などでは人物を重視したいということで、このような引き上げを行ったようだが、今の中学校の状況を見ると、2月ぐらいには半分近い生徒が私立高校も含めてどこかへの進学が決まっているような状況であり、教育課程審議会でもいろいろとご審議いただいたところである。

推薦枠が多いのは専門高校であるが、高校の方では、やはり農業なら農業、工業なら工業、電気なら電気、水産なら水産といった意欲を持った生徒が欲しいという要望があり、間をとったわけではないが、30と50の間の40パーセントを上限とすることとした。全部が40パーセントということではなく、あくまで上限を40パーセントにするということである。現在40パーセント以上の学科が7が8あるが、これらは必然的に推薦枠を下げることになる。

この方針を受けて、各高校では何学科は何パーセントを上限とするかを検討し、しかるべき時期に公表したい。

○北島委員長 意欲のある生徒を取るということであれば、きちんと試験を受けて見事合格という形がわかりやすい気がする。推薦枠で入ってくる子どもたちというのは意欲があるというふうに解釈してよいのか。

○小林高校教育課長 意欲ということであれば、最後まで勉強して学力検査で合格した方がよいという面もあると思うが、最初からこれをやりたいという意思を持って入ってくる生徒が多いという話も聞いており、推薦枠を下げたくないという専門高校もたくさんあったところである。

○安藤委員 高校によって違うと思うが、推薦入試の合格率はどのぐらいか。

○小林高校教育課長 専門高校の場合は、学科によってかなりの不合格者が出ているところもある。例えば、松江農林高校の総合学科などはかなりの倍率である。一方で学科によってはかなり高い割合で推薦枠を設定しているものの、なかなか受験者が定員まで満たなくて、ほとんどの生徒が合格しているという状況もある。学校によって状況は様々であるが、推薦で不合格となって、再度学力検査に挑戦する生徒も必ずいる。

○仲佐委員 今の推薦選抜の定員の上限が50パーセントということだが、定員に対する応募状況はどうか。安藤委員の質問と似通っているが、定員に満たない学校はかなりあるのか。

○小林高校教育課長 先ほど申し上げたように学校や学科でまちまちの状況である。毎年度倍率が高い学校は松江農林高校の総合学科であり、女子の希望が多く、かなり高い倍率となっている。反対にかなりの募集枠を設けているけれども、なかなか集まらない学校もあり、募集人員が埋まらなかった場合は、一般選抜の定員が増えることになる。

――原案のとおり了承

**第8号 平成25年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施について**  
(義務教育課・高校教育課)

**第9号 平成25年度県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験の実施について**  
(高校教育課)

○矢野義務教育課長 報告第8号平成25年度島根県公立学校教員採用候補者選考試験の実施に

ついでご報告する。

教員採用候補者選考試験の実施要項は既に委員の皆様にもお送りさせていただいたところであるが、先週の金曜日から出願受付を開始している。昨日までのところで55人の出願があったところだが、今後増えて欲しいと思っているところである。

資料3の1をご覧ください。まず、第1として試験の実施方針である。1つ目は優れた人材確保ということから、筆記試験、実技試験、面接試験を行って、教員としての資質、能力を多面的・総合的に評価するということである。2つ目は採用数は今後の定数動向を見ながら、長期的な展望に立って策定するということである。

第2として昨年度実施からの変更点等である。1つ目は高等学校及び特別支援学校の募集人数を増やすこととした。高等学校は今年度末の定年退職者が50人となっている。小学校は46人とかかなり少なくなっているが、高等学校は今後も同程度の定年退職者が見込まれることから、来年度は採用数を今年度から14増やして37人程度としている。特別支援学校については、生徒数が増加するため、今年度から12増やして30人程度とし、合わせて26人程度採用数を増やすこととしている。

全体数はあまり変わっていないので、小学校の方が少し少なくなっているということである。

2つ目は変更点ではないが、引き続き優秀な人材確保に努めるということで、特色ある採用募集枠を継続することとしている。1番目が小・中学校の石見・隠岐地域限定採用枠であり、平成11年度から設けている。ただし、隠岐地域の中学校の欠員状況を見ると、今後特定の教科が継続して不足するという状況はないため、来年度は隠岐地域の中学校限定採用枠は設けていない。今後はまた状況を見ながら検討したいと考えている。

2番目は中学校の特別支援教育担当である。これは平成23年度から設けているが、来年度も引き続き募集を行う。平成23年度は2人、平成24年度は1人採用している。3番目は小学校の中学校理数免許所有者枠である。今年度から実施しているが、16人を採用しており、来年度も引き続き募集を行う。小学校全体の数が減ってきているので、この理数枠は来年度は10人程度と考えている。それから4番目の身体に障がいのある者を対象とした選考枠、5番目のシニア枠も引き続き設けていく。

その他、大学院在学者について、名簿登載期間内での採用延期希望を認めるということで、大学院1年生の方が1年生の時に名簿登載されたら、これまでは学校を退学して教員になってもらっていたが、来年度からは本人の希望によって、大学院修了まで待ってから採用することができるようにした。

3の2は採用予定者数である。先ほど申し上げたように、小学校は70人から50人ということで20人減っている。小学校は今年度末の退職者はかなり少ないが、2年後、3年後はかなりの多くの退職者が見込まれている。それを見込んで、平成20年には50人だったものを、平成21年度から60人、80人、80人、70人と多めに前倒しして採用してきており、定数も減ってきているので、来年度は20人減の50人程度とすることとしたい。今後は退職者の状況も見ながら、また増員していければと思っている。

中学校は30人程度で変更はない。区分Vは内数で石見・隠岐の経験者枠である。高等学校は先ほどご説明したように、今年度から14人増の37人程度、特別支援学校は12人増の30人程度である。養護教諭はほとんど変わらず14人程度、栄養教諭は1人程度ということで、全体として今年度の159人程度から、3人増えて162人程度ということにしている。

1次試験は7月14日に、一般教養・教職教養、専門教養、筆記試験を全員について行う。会場は松江北高等学校、松江東高等学校である。それから、7月15日、16日と会場を移して面接を行う。資料には全員と記載しているが、15日、16日のいずれかで面接を受けるという形である。試験の結果は8月7日に通知する。

2次試験については、3の3をご覧ください。1次試験の合格者のみを対象としており、試験内容は昨年度実施したものと大きく変わってはいない。小論文、適性検査、面接、模擬授業等を行い、実技試験も行う。これを8月26日から31日に実施したいと思っており、最終的な試験



結果は9月28日に発表し、全員に通知することとしている。

出願期間は5月18日から30日までとしており、願書請求・問い合わせ先は資料に記載しているとおりである。

○小林高校教育課長 続いて報告第9号平成25年度県立高等学校特別体育専任教員採用候補者選考試験の実施についてご報告する。

この特別体育専任教員採用候補者選考試験は毎年度行っているものではなく、欠員が生じたり、教員が交代するときに行うものである。現在、県立高等学校では6名の特別体育専任教員を配置している。安来高校のフェンシング、横田高校のホッケーなど競技力向上、地域スポーツの振興等を図る目的で配置しているところである。

今回はレスリングで、隠岐島前高校に配置している教員が事情により交代せざるを得なくなったため、来年度、レスリングの特別体育専任教員を募集することとした。特別体育専任教員は原則として転勤はなく、配置校は隠岐島前高校である。

出願資格は通常の体育教員の資格であるが、当然レスリングの専門性が必要となるため、その専門性を見る試験を行いたいと思っている。全国的に募集を行いたいと考えているので、出願期間のスタートは教員採用候補者選考試験と同じとしているが、締切は少し延ばして6月20日までとしている。広報を行い、できるだけ優秀な人材に受験して欲しいと思っている。

○北島委員長 身体に障がいのある者を対象とした選考については、新聞などでもよく取り上げられているが、近年応募はあるのか。

○矢野義務教育課長 ここ数年は応募がほとんどない。3年前に特別支援学校で1人の受験があった。

○北島委員長 受験できる方々に是非受けてみてくださいという働きかけは行っているのか。

○矢野義務教育課長 広報も行っており、パンフレット等でもかなり大きく記載しているところである。

○北島委員長 受験してはどうかと個別に働きかけることは可能か。

○矢野義務教育課長 試験を受けることの勧誘は構わないが、障がいのある方で教員免許を持っている人が現実的にはかなり少ない状況である。

○北島委員長 他県も同じような状況なのか。

○矢野義務教育課長 受験者そのものがなかなか確保できない状況のようである。京都府は採用数が多いようであり、話を聞いてみたところであるが、特に受験者の開拓を行っているというようなことはなかった。

○土田委員 レスリングの特別体育専任教員は男女どちらでもよいということか。

○小林高校教育課長 どちらでもよい。隠岐島前高校には男女いずれの部員もいる。

○土田委員 受験できる年齢は一般の教員採用候補者選考試験と同じか。

○小林高校教育課長 同じであり、44歳までである。

――報告第8号 原案のとおり了承

――報告第9号 原案のとおり了承

**北島委員長：閉会宣言 14時13分**